

(案)

ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例

ニセコ町水道事業条例（平成10年ニセコ町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第2項各号を次のように改める。

- (1) 令和2年1月の定例日から令和5年3月の定例日までは、1立方メートルにつき90円
- (2) 令和5年5月の定例日から令和9年3月の定例日までは、1立方メートルにつき120円
- (3) 令和9年度5月の定例日以降は、1立方メートルにつき150円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。